

東広島市森林管理マスタープラン作成業務委託仕様書

本仕様書は、当該業務に関して基本的な事項を提示したものである。
そのため、その他必要と考えられる事項については、創意工夫し提案すること。

1 業務名

東広島市森林管理マスタープラン作成業務

2 目的

東広島市の森林は、かつてはアカマツが優占する里山二次林が主要な植生景観であったが、ライフスタイルの変化や松枯れ被害、林業従事者の減少・高齢化に伴う里山荒廃、鳥獣害の増加により、里山の保全・整備の必要性が高まっている。また、近年、森林に対する価値観の多様化や自然環境的価値ニーズの高まりにより、単なる木材生産の場や治山目的の森林整備だけではなく、木質バイオマス資源としての利活用や市民の憩いの場となるような森林の活用を推進していくことが望まれている。

また、森林の公益的機能を発揮するための効率的な森林整備を行うには、地域によって異なる森林・森林整備の状況等を定量的・定性的に整理し、地域に合ったゾーニングや目標林型を設定して長期的な視点で取り組む必要がある。

本業務は、森林整備に携わる多様な担い手や地域特性を生かした市の長期的な森づくりや施業方法に関する方針を作成するとともに、「森林経営管理法」に基づく放置森林の整備、森林環境譲与税を活用した木材利用及び啓発等の具体的な計画等を定めることで、地域の実態に即した森林整備を促進するものである。

3 業務の実施場所

東広島市

4 業務の実施期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで

なお、実施スケジュール及び実施体制を契約締結後10日以内に提出すること。

5 業務委託内容

- 1) 森林現況等調査業務
- 2) 森林意識調査業務
- 3) 検討委員会等運営支援業務
- 4) マスタープラン作成支援業務

6 業務の内容

- 1) 森林現況等調査業務
 - ア 市内の森林に関する基礎資料・データ（別紙）等を活用するとともに、SDGsの視点等、社会潮流を踏まえた課題を把握し、整理する。
 - イ 森林が持つ多面的機能について整理し、実態に即した管理方針区分を検討する。
 - ウ 市内林業事業体等の施業の現況を把握し、課題について整理する。
- 2) 森林意識調査業務
森林所有者アンケートの作成助言、集計、分析
(アンケート自体は賀茂地方森林組合が独自に実施予定)
- 3) 検討委員会等運営支援業務
 - ア マスタープラン作成に向けた検討委員会の運営、意見のとりまとめ支援
 - イ 地域住民らを中心とした地域ワーキングの運営、意見のとりまとめ支援
- 4) マスタープラン作成支援業務
 - ア 持続的な森林管理と地域社会の維持のために必要な長期的な森づくりの基本方針策定のための

支援を行う。

- イ 市の上位計画及び関連計画並びに森林法に基づく計画等との整合を図り、東広島市の特色や地域特性に応じたゾーニング及び森林整備方針の作成支援を行う。なお、整備方針については、森林整備計画に反映できる形で検討・整理を行う。
- ウ 今後 10 年間の「森林経営管理法」に基づく森林整備、森林環境譲与税の活用による木材利用の促進による森林保全及び啓発等の具体的な計画等について、検討・整理を行う。
- エ バイオマス産業都市構想（平成 29 年度策定）等に基づく木質バイオマス資源の利活用計画について、検討・整理を行う。
- オ 地域団体・個人等、多様な担い手による森林整備等の活動について、状況把握・整理を行う。
- カ その他マスタープラン作成にあたって必要となる企画について実施する。

7 打ち合わせ協議

本業務の実施にあたり、業務の適切な遂行を図るため、定期的に、本市担当者等と業務の進捗状況の報告及び打合せ等を実施するとともに、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、打ち合わせ後は、議事録を作成し、速やかに発注者へ提出するものとする。

8 納入成果品

- 1) 東広島市森林管理マスタープラン（A 4 版、カラー、製本）
- 2) 概要版（A 3、カラー、2、3 ページ程度）
- 3) 参考資料 等
- 4) 業務報告書

※1)～2)の成果品については、各100部作成するほか、成果品については、「エクセル若しくはワード形式及びPDFファイル形式」による電子データも作成し、農林水産課担当職員が別途指示するファイル構成等に合致していることを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
※成果品納入後に受託者の責めによる不備が発見された場合は、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

9 その他

- 1) 業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、企画提案書での提案事項についても実施すること。
- 2) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは、本仕様書に記載のない細部については、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- 3) 業務の内容に著しい変更が生じた場合は、東広島市と受注者が協議し、契約の変更を行うものとする。
- 4) 受託者は、協議のつど、議事録を作成し、委託者に提出するものとする。
- 5) 受託者は、本業務の全部または一部を第三者に請け負わせ、また委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承認を得た場合は当該業務の一部を第三者に請け負わせ、また、委任することができる。
- 6) 本業務の実施により生じた一切の知的所有権及び成果物の著作権はすべて発注者に属するものとし、本市の許可なく第三者に公表、貸与、使用、複写、漏えいをしてはならない。
- 7) 業務において文献及び参考資料を引用した場合は、その文献名及び参考資料名を明記するものとする。
- 8) 本業務に関して知り得た個人情報については「東広島市個人情報保護条例」等に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。
- 9) 第三者に損害を与えた場合は受託者の責任において処理するものとする。
- 8) その他業務の実施にあたっては、関係法令を順守すること。

市内の森林に関する基礎資料・データについて

森林現況等調査業務については、市から提供可能な基礎資料（※）を含め、その他、受託者が独自に調査、入手可能な資料も基に実施すること。

また、市の保有する基礎資料の提供を受けるときは受託者側で記録媒体等の用意をするとともに、2次利用を行わないこと。

※市から提供可能な基礎資料の例（バイオマス産業都市構想事業化に関するものを含む）：

- ・ 航空写真（S41～H29）
- ・ 森林GISデータ（森林簿、森林計画図）
- ・ 林地台帳
- ・ これまでの委託事業等での報告書
 - ・ 東広島市木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定業務報告書（H29）
 - ・ 東広島市食品残渣賦存量等調査業務報告書（H29）
 - ・ 東広島市木質バイオマス利活用設備導入事業化計画策定業務報告書（H30）
 - ・ 東広島市菌床きのこ・たい肥化プロジェクト事業化計画策定業務報告書（H30）
 - ・ 地域内エコシステム構築事業報告書（H30、R1）
 （ホームページでも閲覧可能 <http://wb-ecosys.jp/>）
- ・ 航空レーザー調査成果物（H30）

データの種類	内容	ファイル形式	要量（GB）	データ所管元	範囲	備考
航空写真	—	tif.tfw	47.50	林野庁治山課	全域	
オリジナル	レーザー測定の生データ	txt	875.00	林野庁治山課	全域	4点/m ²
DEM	地表面の位置データ	txt	76.10	林野庁治山課	全域	4点/m ²
立体図	色の彩度で尾根谷の地形を立体にした図	tif.tfw	8.18	林野庁治山課	全域	